

四季彩カフェ

認知症の方やその家族、認知症に関心のある方が、認知症に関する情報を交換し、理解を深め合う場が「四季の里」で開かれます。カフェのよう落ち着いた空間で話ができ、出入りも自由です。専門のスタッフがいますので気軽に相談できます。参加を希望される方は、問合せ先の四季の里までご連絡ください。

また介助が必要な場合は、職員が対応しますので、安心してご利用ください。

とき 12月21日(木)午後1時30分～3時

ところ 介護老人保健施設「四季の里」(西條字柳原37番地の1)

参加費 無料

問合せ先 四季の里

☎(441)5122
地域包括支援センター
☎(442)0857



シニア向け情報



介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月より開始された介護予防・日常生活支援総合事業では、皆さん的生活に合わせた柔軟な介護サービスを利用することができます。

利用することができる方

- ・ 基本チェックリストを受けて事業対象者と認定された方
- ・ 介護認定を受けて要支援1・2と認定された方

訪問型サービス

・ 訪問介護相当サービス

これまでの訪問介護相当のサービスで、ホームヘルパー等が自宅を訪問し、身体介護を中心としたサービスを行います。

・ 生活支援型訪問サービス

これまでの訪問介護サービスに比べて基準が緩和された訪問型サービスで、日常の掃除・洗濯などの生活支援サービスを行います。

これまでの通所介護相当のサービスで、デイサービスセンター等の施設において、入浴や食事その他日常生活に必要な介護サービスや、自宅までの送迎サービスを行います。

・ ミニデイ型通所サービス

これまでの通所介護サービスに比べて基準が緩和された通所型サービスで、デイサービスセンター等の施設において、半日等の短い時間で通所介護サービスを行います。

利用する際や、詳しい説明を希望される方は、地域包括支援センターまたは役場民生課までお問合せください。

問合せ先

地域包括支援センター
☎(442)0857
役場 民生課
内線115・158



通所型サービス

・ 通所介護相当サービス